

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	
税目	所得税	
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区域法第27条の5に基づき、認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。 ・控除額：取得に要した金額（8百万円が限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・適用期限：令和6年3月31日 ・適用対象：適用期限までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人</p> <p>・会社要件：(1) 小規模企業（おおむね従業員が20人（商業又はサービス業は5人以下） ① 設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ ② 一定の雇用増加、売上高営業利益率2%以下 など (2) 医療・バイオ・農業分野の中小企業 ① 設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ ② 売上高営業利益率2%以下 など</p> <p><要望内容> 租税特別措置法第41条の19において令和6年3月31日が対象株式発行の適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p><関係条文> ・国家戦略特別区域法第27条の5 ・租税特別措置法 第41条の19 ・租税特別措置法施行令 第26条の28の3 ・租税特別措置法施行規則 第19条の11</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
	（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>これまでも本税制措置を適用し2つの区域において2つの特定事業が取り組まれており、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成や雇用につながる事業が実施されている。また、各特区において産業の国際競争力の強化等につながる取組促進のために必要な措置として位置付け、ベンチャー企業の創出を図っていくことを目指している。</p> <p>このため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととし、当該総合戦略の当面の重点課題のうち〈地方創生スタートアップ〉において「外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化等に向けて、国家戦略特区制度の特例活用」としている。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）						
	同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在13の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【仙台市】 女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【愛知県】 自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>						
	政策目標の達成状況	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め135件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している13の区域において、合計437もの事業が、それぞれ216回、58回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和4年8月時点までに2指定区域（1県1市）において、2事業が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和4年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。</p> <p>なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p> <p>【仙台市】</p> <table border="1" data-bbox="550 1960 1476 2094"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業数</th> <th>令和4年度末の事業状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光拠点事業</td> <td>1事業</td> <td>拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記事業によって、仙台市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域仙台市の区域方針の目標に貢献し</p>	事業	事業数	令和4年度末の事業状況	観光拠点事業	1事業	拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施
事業	事業数	令和4年度末の事業状況						
観光拠点事業	1事業	拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施						

ている。

仙台市の政策目標	【仙台市】の区域方針の目標	対象事業
世界に発信できる東北発のイノベーションを生み出す ・次世代放射光施設稼働を契機とした研究開発形成や関連産業の形成を目指す ・ソーシャル・イノベーションを促進する ・起業家、スタートアップ企業や地元中小企業など、あらゆる事業者が挑戦しやすい環境・風土をつくり、社会的・経済的なインパクトをもたらすイノベーションを目指す	女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。	観光拠点事業：1事業

【愛知県】

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
障害者アート発信拠点事業	1事業	発信拠点の整備に向けて準備中

上記事業によって、愛知県が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域愛知県の区域方針の目標に貢献している。

愛知県の政策目標	【愛知県】の区域方針の目標	対象事業
【イノベーションの促進（スタートアップ・エコシステムの形成）】 ※目標はいずれも2025年(度) スタートアップと県内企業との新たな連携件数（年間） ⇒ 目標：50件 ／2021年(度)：149件 創業プラザあいちにおける創業件数 ⇒ 目標：5年間で75件 ／2021年(度)まで：25件 起業支援事業を通じた起業家数（年間） ⇒ 目標：20件 ／2021年(度)：18件 スタートアップの企業数 ⇒ 目標：60社	産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。	障害者アート発信拠点事業：1事業

		100 億円以上の売上規模のスタートアップ創出 ⇒ 目標：3社		
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用見込数) 令和5年度：1法人 令和6年度：1法人		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置については、令和5年度に1法人において税制適用を想定しており、国家戦略特区内の優良なベンチャー企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	国家戦略特区税制 指定法人に係る所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。(医療、国際、農業、一定のIoT等に限定)		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和5年度予算額 15百万円) (令和6年度要求額 13百万円)		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、医療・バイオ・農業分野に係る中小企業者による事業や、雇用等の創出を図る小規模事業者による事業に対して税制支援するもの。		
	要望の措置の妥当性	本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながるベンチャー企業等による特区目標の達成に資する創業や雇用の創出等の取組が促進されることから、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずることは措置としての妥当性がある。 なお、措置の対象は中小企業者における国家戦略特別区域法施行規則に定められた事業または小規模事業者における雇用等の創出が図られる特定事業であって、いずれの事業も国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成にかかる特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である		
事項 と効果に関連する 別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	【適用実績数】 令和元年度：1法人 令和2年度：なし 令和3年度：なし 令和4年度：なし		
	租特透明化法に基づく適用実態	—		

	調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置により、国家戦略特別区内において、ベンチャー企業等による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みに必要な資金の提供が円滑に行われることで、ベンチャー企業等による取組が促進され、その結果、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。
	前回要望時の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>これまで国家戦略特別区域において、本税制措置は2事業について認定してきたところである。</p> <p>これらの事業は、創業及び雇用の促進等につながるベンチャー企業(小規模事業者)による取り組みであり、1事業は雇用の創出を図るとともに、事業実施計画に基づく観光拠点としての機能を発揮すると共に、令和5年に認定された事業は、障害者アートの情報発信拠点の整備を進めている。前者の取り組みは、事業者が所在する特区区域「仙台市」の目標である「女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。」のうち、女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)の推進が図られ、新しい経済成長のモデル構築につながっている。後者は、取組開始直後であるが、今後取組みが図られることで、特区区域「愛知県」の目標である「自動車・航空宇宙等の国内最大級のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。」のうち、産業人材の育成と成長産業の中核拠点の形成に資するものであり、かつ雇用の創出を予定しているものである。これらの取り組みによる拠点形成により、それぞれの地域において地域の活性化の実現につながっている。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成27年度：創設 平成30年度：適用期限の延長 令和2年度：適用期限の延長 令和4年度：適用期限の延長(小規模事業者の要件追加)</p>